

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る
佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）
複線化事業

環 境 影 響 評 価 書

資 料 編

平成 28 年 2 月

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

目 次

ページ

第 1 章 対象鉄道建設等事業の計画概要	資 1-1
1.1 工事工程について	資 1-1
1.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について	資 1-4
第 2 章 環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	資 2. 1. 1-1
2.1 大気環境	資 2. 1. 1-1
1) 粉じん等	資 2. 1. 1-1
2) 騒音	資 2. 1. 2-1
3) 振動	資 2. 1. 3-1
2.2 水環境	資 2. 2. 1-1
1) 水の濁り	資 2. 2. 1-1
2.3 動物	資 2. 3. 1-1
1) 重要な種及び注目すべき生息地	資 2. 3. 1-1
2.4 植物	資 2. 4. 1-1
1) 重要な種及び群落	資 2. 4. 1-1
2.5 生態系	資 2. 5. 1-1
1) 地域を特徴づける生態系	資 2. 5. 1-1
第 3 章 その他の事項	資 3-1
3.1 「在来鉄道の新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針 について」（平成 7 年 12 月 環境庁大気保全局）について	資 3-1

第 1 章 対象鉄道建設等事業の計画概要

1.1 工事工程について

土木工事の区域は、図 1-1 に示すとおり、江北区域、大町区域、北方区域、高橋区域、高架区域の 5 区域とした。

本事業における各区域の土木工事の工程は、表 1-1 に示すとおりである。

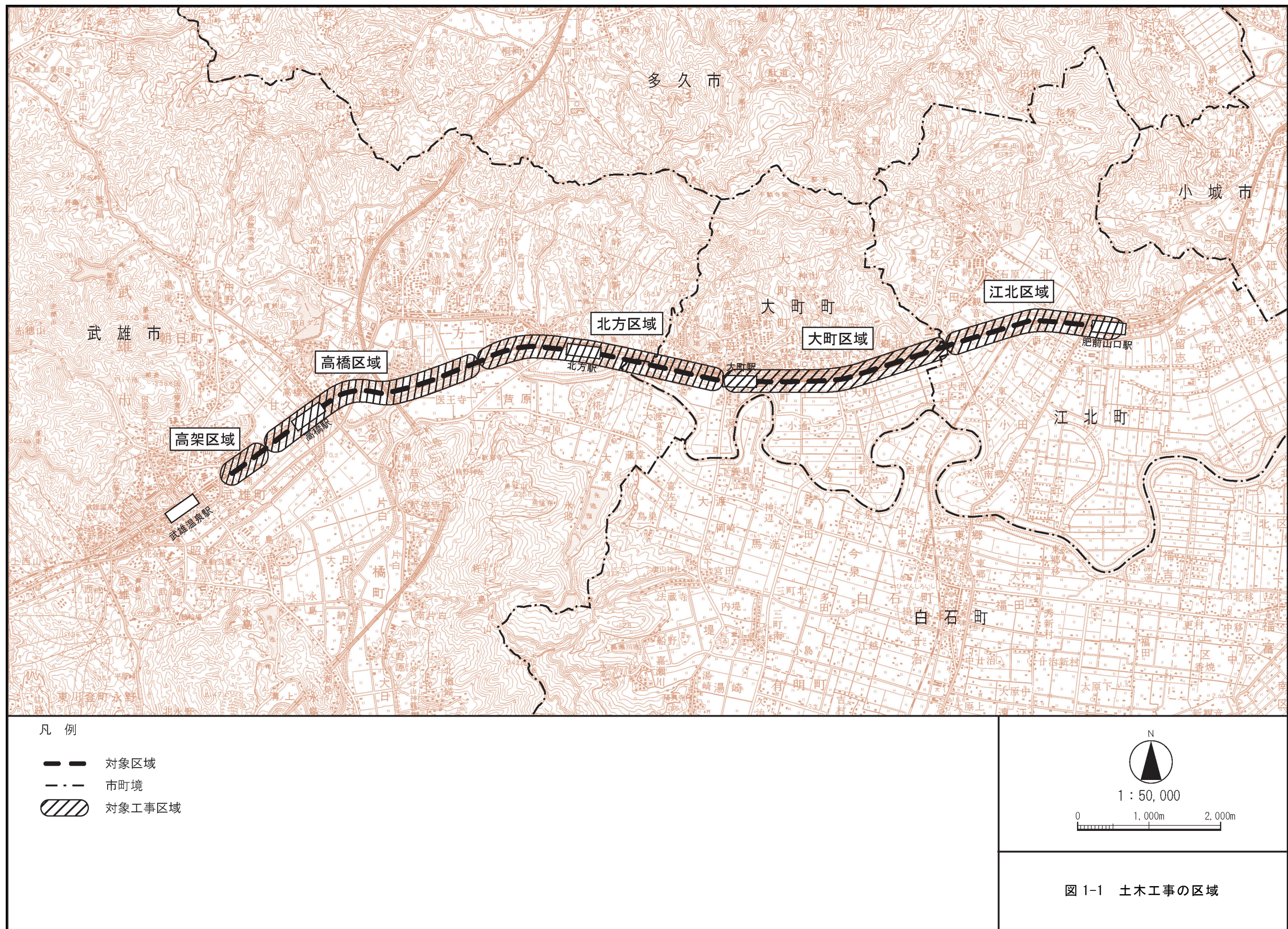


表 1-1 各区域の土木工事の工程

[illegible]

1.2 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について

本事業では、対象区域周辺の主要な幹線道路（一般国道、主要地方道、一般県道等）を主要な運行ルートとする計画としているが、区域毎の車両の運行形態について、詳細は決まっていない。

したがって、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数は、現時点で考えられる最大を考慮し、表 1-2 に示す各区域の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートに基づいて集計することとした。具体的には、各区域の運行ルートは、江北区域が国道 207 号・町道新宿中央線、大町区域が国道 34 号・主要地方道多久江北線（下潟交差点以東）及び県道白石大町線、北方区域が国道 34 号（下潟交差点以西）及び県道白石大町線、高橋区域が国道 498 号及び主要地方道武雄多久線、高架区域が主要地方道武雄多久線とした。

本事業で想定している資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数は、表 1-3～1-4 及び図 1-2 に示すとおりである。

表 1-2(1) 各区域の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの概要

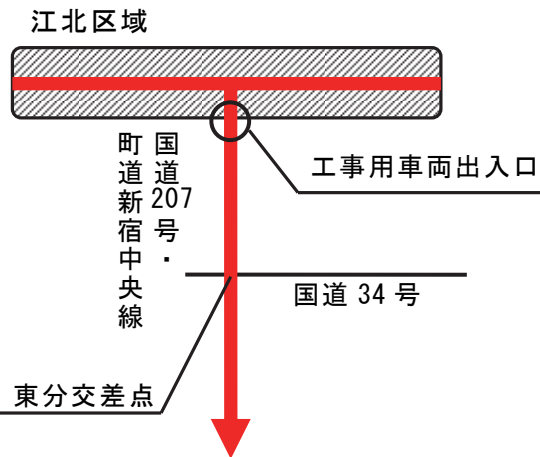
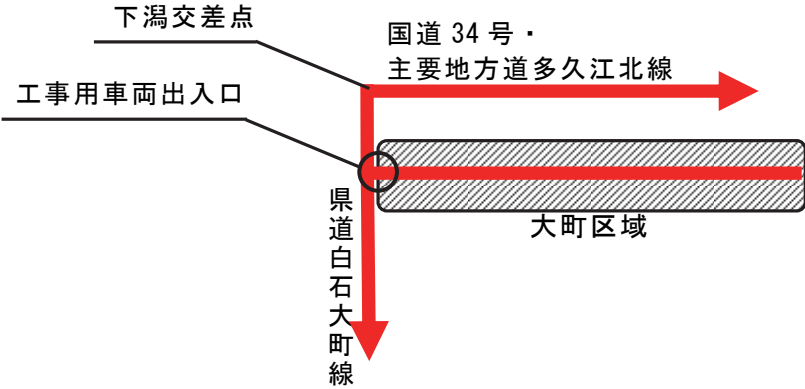
江北区域	【運行ルート】 ・ 国道 207 号・町道新宿中央線 
大町区域	【運行ルート】 ・ 県道白石大町線 ・ 国道 34 号・主要地方道多久江北線下潟交差点以東 

表 1-2 (2) 各区域の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルート概要

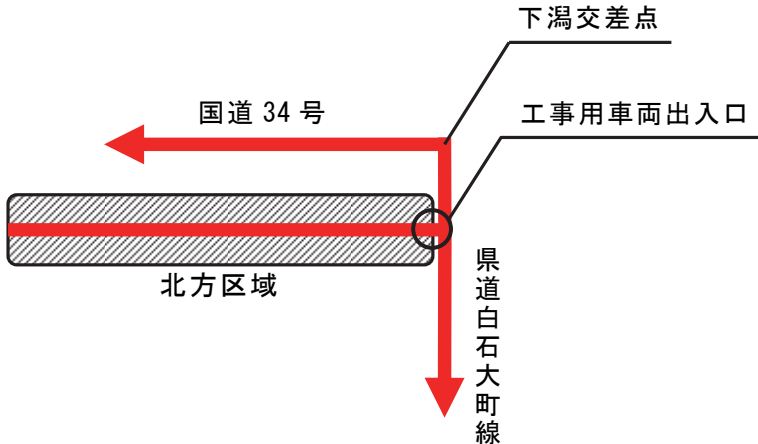
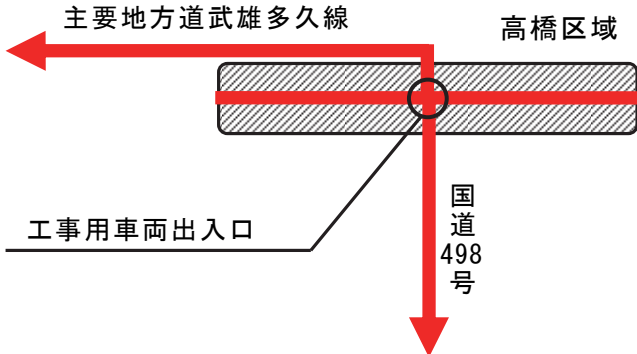
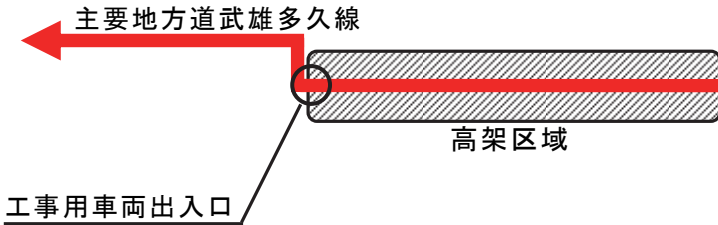
北方区域	【運行ルート】 ・ 県道白石大町線 ・ 国道 34 号下漕交差点以西 
高橋区域	【運行ルート】 ・ 国道 498 号 ・ 主要地方道武雄多久線 
高架区域	【運行ルート】 ・ 主要地方道武雄多久線 

表 1-3 資材及び機械の運搬に用いる車両（最大運行台数）

運行ルート	運行時期	運行台数			
		1日		月間	
国道34号・主要 地方道多久江北線 （下潟交差点以東）	2年10ヵ月目～2年12ヵ月目	片道	50台/日	片道	1,000台/月
		往復	100台/日	往復	2,000台/月
国道34号 （下潟交差点以西）	2年10ヵ月目	片道	55台/日	片道	1,100台/月
		往復	110台/日	往復	2,200台/月
国道207号・ 町道新宿中央線	3ヵ月目	片道	70台/日	片道	1,400台/月
		往復	140台/日	往復	2,800台/月
国道498号	2年10ヵ月目～2年12ヵ月目	片道	55台/日	片道	1,100台/月
		往復	110台/日	往復	2,200台/月
主要地方道 武雄多久線	2ヵ月目	片道	120台/日	片道	2,400台/月
		往復	240台/日	往復	4,800台/月
県道白石大町線	2年10ヵ月目	片道	105台/日	片道	2,100台/月
		往復	210台/日	往復	4,200台/月

注 月間の最大運行台数は、1日の運行台数に20を掛けた台数である。

表 1-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数の設定根拠（片道台数）

[illegible]

日台数(区域別)

[illegible]

日台数(運行ルート別)

[illegible]

月間台数(運行ルート別)

[illegible]

